

建物部品の防犯性能の試験に関する規則

平成 15 年 7 月 28 日

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

(平成15年 9月19日一部改正)

(平成16年 3月26日一部改正)

(平成16年 5月19日一部改正)

(平成17年 3月25日一部改正)

(平成17年10月21日一部改正)

(平成18年10月31日一部改正)

(平成19年10月30日一部改正)

(平成20年 4月16日一部改正)

(平成23年11月 2日一部改正)

(令和 3年 9月29日一部改正)

(総則)

第1条 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「会議」という。）は、建物部品の防犯性能の試験（以下「試験」という。）に関する事務を実施するため、試験委員会を置く。

(試験指導員・試験員)

第2条 建物部品の種類ごとに別表1の試験細則の欄に定める試験細則（以下「試験細則」という。）の作成、試験の実施その他試験全般が侵入犯罪の手口の実態を踏まえたものとなるようにするため、会議は、現在広く行われている侵入犯罪の手口に特に熟達していると認める者を試験指導員として委嘱する。

- 2 試験委員会は、次の基準を満たす者の中から試験員を選定し、その名簿を作成し、管理するものとする。
 - ① 試験細則に定める試験工具を用いて建物に侵入する行為に関し、相当の技能及び知識を有すること。
 - ② 志操堅固であること。
 - ③ 別表2(1)ドアの第1系列又は(3)シャッターの第1系列に属する試験を行う試験員にあっては、高度かつ特殊な技術又は専門の知識を有する者であること。
- 3 前項の試験員の基準に関する第1号及び第3号の技術的細目は、試験員の基準に関する細則で定める。

- 4 試験員となろうとするものは、次の事項に同意するとともに、別紙の誓約書を試験委員会に提出しなければならない。
- ① 試験に際し知り得た秘密を、試験委員会の許可なく公表し、その他自らのために用いないこと。
 - ② 試験に際しては厳正中立の立場で試験を行うこと。
 - ③ 試験の実施への協力を求められたときは、可能な限りこれに協力すること。
- 5 試験委員会の構成員は、第2項の規定により名簿に登載された試験員が、試験員として不適当であると認めるときは、いつでも試験員の地位の喪失を試験委員会に求めることができる。この場合において、試験委員会の構成員の3分の2以上が試験員の地位の喪失に同意したときは、当該試験員はその地位を失うものとする。

(試験の申請)

- 第3条 試験は、別表1の建物部品の種類の欄に掲げる建物部品（専ら建物の外壁面に使用されるドア、窓又はシャッターに用いられる部品）について行う。
- 2 試験を受けることを希望する建物部品の製造業者又は輸入業者は、建物部品の種類ごとに、別表1の試験の申請先団体の欄に定める団体（以下「団体」という。）を通じて、受験を希望する建物部品の種類その他必要な事項を明らかにして、試験委員会に試験を受けたい旨を申請しなければならない。
- 3 試験の申請に関する細目は、試験細則において定める。

(試験会場)

- 第4条 試験会場は、原則として、科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターとする。ただし、第3条第2項の申請をした者（以下「申請者」という。）又は団体がこれ以外の場所を試験会場とすることを希望した場合において、試験委員会が適当と認めたときは、他の場所を試験会場とすることができる。
- 2 申請者は、試験に2人までの立会人を立ち合わせることができる。ただし、試験の適正な実施に支障がないとして試験委員会が認めたときは、申請者は、立会人以外の者に試験を見学させ、又はビデオ、カメラその他の機材による記録を行うことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、試験委員会は、申請者の了承を得て、申請者以外の者に試験を見学させ、又はビデオ、カメラその他の機材による記録を行わせることができる。

(試験の実施)

第5条 第3条第2項の申請を受理した団体は、試験指導員の指導を受けて、試験実施計画案を作成し、申請書とともに試験委員会に提出しなければならない。

2 前項の試験実施計画案には、次の事項を記載するものとする。

- ① 申請者の氏名又は名称
- ② 試験体の種類
- ③ 試験体の品名（型名／商品名）
- ④ 試験日時
- ⑤ 試験会場
- ⑥ 試験責任者
- ⑦ 試験員
- ⑧ 時間計測員
- ⑨ 音響測定員
- ⑩ 記録員
- ⑪ ⑥～⑩の担当者と申請者の利害関係の有無
- ⑫ 試験系列
- ⑬ 試験項目
- ⑭ 使用工具
- ⑮ その他試験の実施に必要な事項

3 試験委員会は、試験実施計画案を提出した団体に対し、試験日時、試験会場、試験員その他必要な事項を定め、試験の実施を指示するものとする。

4 団体は、試験委員会の立会いの下、前項の指示に従い、試験を行わなければならない。

(試験体の準備・設置)

第6条 試験体は、申請者が用意し、試験委員会が前条第3項で指定した試験日時に試験会場に搬入し、申請者の責任において設置するものとする。

2 試験体は、原則として、その試験体が実際の建物において通常使用される状態を再現する状態で設置しなければならない。ただし、特定の侵入手口に限定して試験を行う場合であって、試験体単体その他の状態で試験を行うことができるものとして試験委員会が認めたときは、この限りでない。

3 前項の場合において、試験体が通常使用される状態の下で、防犯性能を高めるために他の建物部品の取り付けが可能であるときは、申請者は、それらの建物部品を取り付けた状態で試験を行うことを求めることができる。

4 申請者は、試験細則に定めるところにより、試験員が手口の研究を行うためのサンプルを試験体とは別に提出しなければならない。

(試験方法)

第7条 試験は、この規則に定めるもののほか、試験細則に基づいて行う。

2 試験は、試験体が通常使用される状態に応じて別表2に定める試験系列のうち、当該試験体の種類に対する攻撃の方法であって、現在広く用いられているものとして試験指導員が指定する系列について行うものとする。この場合において、試験を行う系列並びにそれぞれの系列のうち実地に試験を行う手口及び使用する工具の基準は、試験細則において定める。

3 試験を行う担当者及びその役割は、次に定めるとおりとする。ただし、試験の申請者と利害関係がある者は、当該試験の担当者となることができない。

- ① 試験責任者 試験の実施を総括する。
- ② 試験員 試験細則に定める手口について、試験体に対する攻撃を行う。ただし、一の攻撃において試験員は1名とし、途中で休憩又は交代してはならないものとする。
- ③ 時間計測員 試験体に対する攻撃の開始から終了までの時間を計測する。
- ④ 音響測定員 試験体に対する攻撃中に発生した音量を測定する。
- ⑤ 記録員 ビデオ、カメラその他の記録装置を用いて試験の状況を記録する。

4 試験は、試験細則に定めるところにより、試験員が試験体に対する攻撃を行い、試験体の戸を開き、穴をあけ、その他の方法によって人体が通過できる状態になるまでの時間を計測する方法によって行うものとする。

5 試験細則において試験方法を定める際は、実際の侵入犯罪の手口を踏まえたものとなるようにするため、攻撃中の最大音量、平均音量などが一定以下となるよう音量の条件を手口に反映させるものとする。

6 試験において音量を測定する場合は、試験体（攻撃面）正面2mの地点で測定し、測定値から試験体正面1m地点の値に換算するものとする。また、騒音計の聴感補正回路はA特性とし、動特性はFASTを用いるものとする。

(試験結果の判定)

第8条 第5条第4項に基づき試験を実施した団体は、試験委員会に試験の結果（合格と思料する場合には、目録掲載案を含む。）を報告しなければならない。

2 前項の報告に基づき、試験細則において実地に試験を行うものとして定めるすべての手口について、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったと

試験委員会が確認した試験体に係る建物部品は、試験に合格したものとする。

- 3 前項の場合において、第6条第3項に基づき他の建物部品を取り付けた状態で、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったと試験委員会が確認した試験体に係る建物部品は、当該他の建物部品を取り付けることを条件として試験に合格したものとする。
- 4 試験委員会は、試験の合否について、団体を通じて申請者に通知するものとする。
- 5 試験委員会は、試験に合格した建物部品について、その旨を会議に報告するものとする。
- 6 この条に定めるもののほか、試験結果の判定の方法は、試験細則において定める。

(過去の試験の結果を活用することができる場合の特例)

- 第9条 第3条第2項の申請を受理した団体は、過去に実施した試験の結果を活用することができるため試験の全部又は一部を実施する必要がないと認めるときは、第5条から第7条までの規定にかかわらず、当該過去の試験の結果を活用することができる範囲につき、これらの規定に基づく試験を実施しないことができる。
- 2 前項の場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「第5条第4項に基づき試験を実施した団体」とあるのは「団体」と、「試験の結果」とあるのは「試験を実施した範囲についての試験結果及び試験を実施しなかった範囲についてのこれに代わる過去の試験の結果」とする。

(再試験)

- 第10条 試験に不合格となった試験体のうち、試験細則に定める一定の基準以上の成績を示したものの申請者は、不合格となった原因を改善した上で、1回に限り再試験を受けることができる。
- 2 申請者は、団体を通じて試験委員会に再試験を申請するものとする。
 - 3 前項の申請を受理した団体は、第1項の要件を満たすと認めるときは、試験指導員の指導を受けて再試験実施計画案を作成し、申請書とともに試験委員会に提出しなければならない。
 - 4 第4条から前条までの規定は、再試験の場合に準用する。
 - 5 この条に定めるもののほか、再試験を行うために必要な事項は、試験細則において定める。

(費用負担)

第11条 試験（再試験を含む。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に要する費用の負担については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者が負担するものとする。

- ① 試験体の提供、搬入及び設置に要する費用 申請者
- ② 試験工具に要する費用 申請者
- ③ 試験員等の日当、旅費その他試験員等に要する費用 当該試験員等を推薦又は派遣した者
- ④ 試験会場に要する費用 申請者
- ⑤ 記録に要する費用 申請者

2 試験の実施に際し、前項に掲げるもの以外の費用を要するときは、試験細則で定めるところによりその費用を徴収することができる。

3 試験に要する費用の負担に関する細目は、試験細則において定める。

（目録の作成）

第12条 試験委員会は、試験に合格した建物部品について、防犯性能の高い建物部品目録（以下「目録」という。）に掲載するとともに、会議に報告するものとする。

2 試験委員会は、目録を作成し、又は更新したときは、速やかにこれを公表するものとする。

3 試験委員会は、偽って目録に掲載されていない建物部品を目録に掲載されているかのように表示した者その他防犯性能が高い建物部品の製造・輸入者としてふさわしくない行為があった者が製造し、又は輸入する建物部品について、目録の掲載を拒み、又は目録から削除することができる。

（試験細則）

第13条 会議は、この規則に特別の定めがあるもののほか、試験の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（会議による機能代行）

第14条 会議は、特定の侵入犯罪の手口などによる犯罪被害の急増により、緊急に建物部品の防犯性能の向上を図る必要がある場合、その他特に重要と認める場合においては、この規則の定めにかかわらず、試験委員会に代わってその権限の全部又は一部を行使することができる。

別表1 建物部品の種類

建物部品の種類		試験の申請先団体	試験細則
ドア	ドア(A種) (開き戸のうち、ドア(B種)、ガラスドア及び上げ下げ内蔵ドア以外のものをいう。)	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	ドア(B種) (開き戸のうち、主として中高層建物(ビル・マンション)の出入りに使用されるスチール製、ステンレス製又は木製のものをいう。)	(社)日本シャッター・ドア協会	ドア(B種)の防犯性能の試験に関する細則
	ガラスドア	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	上げ下げ内蔵ドア	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	引戸	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	ガラス引戸(自動を含む)	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	錠、電気錠、シリンダー及びサムターン	日本ロック工業会	錠、電気錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能の試験に関する細則
窓	サッシ(引き形式、開き形式、折りたたみ形式及び上げ下げ形式)	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	ガラス	板硝子協会	ガラスの防犯性能の試験に関する細則
	ウィンドウフィルム	日本ウィンドウ・フィルム工業会	ウィンドウフィルムの防犯性能の試験に関する細則
	雨戸	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	面格子	(社)日本サッシ協会	建具の防犯性能の試験に関する細則
	窓シャッター	(社)日本シャッター・ドア協会及び(社)日本サッシ協会で構成する合同委員会	窓シャッターの防犯性能の試験に関する細則
シャッター	重量シャッター (シャッターのうち、窓シャッター以外のものであって、スラットの板厚が1.2mm以上あるもの又はこれと同等以上の防犯性能を有するものをいう。)	(社)日本シャッター・ドア協会	重量シャッターの防犯性能の試験に関する細則
	軽量シャッター (シャッターのうち、窓シャッター及び重量シャッター以外のものをいう。)	(社)日本シャッター・ドア協会	軽量シャッターの防犯性能の試験に関する細則
	オーバーヘッドドア	(社)日本シャッター・ドア協会	オーバーヘッドドアの防犯性能の試験に関する細則
	シャッター用スイッチボックス	(社)日本シャッター・ドア協会	シャッター用スイッチボックスの防犯性能の試験に関する細則

別表 2 試験系列及び主な手口

(1) ドア

試験系列	概説	主な手口
第 1 系列	非破壊的な開錠によるもの	ピッキング、インプレッション、カム送り、サムターン回し 等
第 2 系列	主に錠又はその付近を破壊して開錠するもの	鍵穴壊し、ドア錠こじ破り、握り玉壊し、かま錠破り、シリンダー抜打ち・引抜き、デッドボルト・かま切断 等
第 3 系列	主にドアの特定の弱点を攻撃して開扉するもの	こじ破り、受座壊し 等
第 4 系列	ドア全面を破壊するもの	戸板破り、自動ドア破り 等

(2) 窓

試験系列	概説	主な手口
第 1 系列	非破壊的な開錠によるもの	クレセント外し、サッシ戸外し 等
第 2 系列	主にクレセント、補助錠等の付近を破壊して開錠するもの	突き破り、クレセント破り 等
第 3 系列	主に窓の特定の弱点を攻撃して開扉するもの	投石破り、焼き破り、切り破り、打ち破り、こじ破り 等
第 4 系列	窓全面を破壊するもの	打ち破り 等

(3) シャッター

試験系列	概説	主な手口
第 1 系列	非破壊的な開錠によるもの	シャッター錠破りのうち、(1)ドアの第 1 系列に掲げる主な手口に相当するもの
第 2 系列	主に錠又はその付近を破壊して開錠するもの	シャッター錠破りのうち、(1)ドアの第 2 系列に掲げる主な手口に相当するもの
第 3 系列	主にシャッターの特定の弱点を攻撃して開扉するもの	シャッター破りのうち、(1)ドアの第 3 系列に掲げる主な手口に相当するもの
第 4 系列	シャッター全面を破壊するもの	シャッター破りのうち、(1)ドアの第 4 系列に掲げる主な手口に相当するもの

別紙

試験員の誓約書

建物部品の開発・普及に関する官民合同会議試験委員会 殿

私は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議において行う建物部品の防犯性能の試験を行う試験員（以下「試験員」という。）となることを了承します。

また、試験員となったときは、以下の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 試験に際し知り得た秘密を、建物部品の開発・普及に関する官民合同会議試験委員会の許可なく公表し、その他自らのために用いないこと。
- 2 試験に際しては厳正中立の立場で試験を行うこと。
- 3 試験の実施への協力を求められたときは、可能な限りこれに協力すること。

年 月 日

氏名